

# 自転車と歩行者が安全に暮らせるまちにするには

改訂版



自転車と歩行者の通行ルールやマナーが正しく理解されていないことによるトラブルが数多く発生しています。

## 自転車安全利用5則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

市内の自転車交通事故の64%※に自転車の交通ルール違反がみられます。  
※平成28年

## 自転車の道路交通法違反

● 車道(自転車専用通行帯を含む)の逆走



● 一時停止違反



- 傘をさしながらの運転
- 携帯電話やスマートフォンを操作しながらの運転
- イヤホンをした状態での運転



● 無灯火運転(夜間)



- 歩道での危険走行
- 警音器(ベル)の乱用



- 並進(並んで走ること)
- 2人乗り



### 自転車を放置しないで

駅周辺に放置され、通行の妨げになるなど、多くの方が迷惑しています。自転車をとめるときは、自転車駐車場(駐輪場)を利用しましょう。



### 自転車保険に入りましょう

子どもが起こした事故でも、1億円近くの賠償になるケースがあります。自転車事故も交通事故です。万一に備えて自転車保険に入りましょう。

市民向け「ハマの自転車保険」の加入については、横浜市交通安全協会自転車会にお問い合わせください。  
<http://www.yokohama-ankyo.or.jp/jitenshakai/>

都筑区自転車・歩行者安全事業の詳細はホームページで

横浜市都筑土木事務所 (29年6月発行)

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 TEL:045-942-0606 FAX:045-942-0809

横浜市都筑土木事務所

# 自転車と歩行者、互いの気づかいが安全に暮らせるまちをつくります

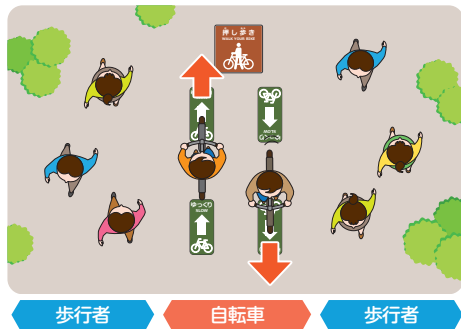
都筑区では、自転車・歩行者の安全を確保して快適で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「グリーンマトリックスをいかした自転車・歩行者安全事業」に取り組んでいます。駅周辺の重点地区での自転車歩行者専用道路や緑道の安全対策にご協力ください。

## 自転車通行のためのルートを設定



### 自転車歩行者専用道路

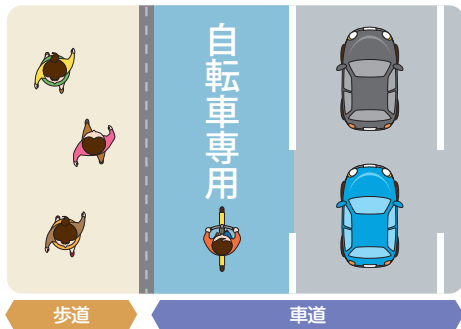
自転車歩行者専用道路は歩行者優先を前提とします。自転車の通行位置などを標示して、自転車と歩行者が安全に通行できるようにします。



### 自転車通行空間の整備

自転車は軽車両であり車道通行を基本とします。自転車が安全に通行できるように自転車の通行する空間を整備します。

◆自転車専用通行帯があるケース



### 緑道

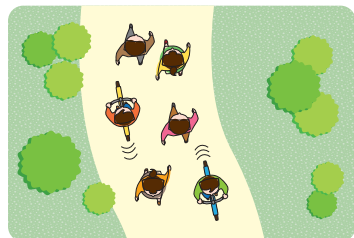
緑道は原則、自転車通行が制限されています。しかし、迂回路がなく、緑道通行が避けられない区間は、歩行者優先を前提として、通路を拡幅するなどの安全対策をしたうえで自転車通行可能な推奨ルートに設定します。安全対策が終わった場所は、自転車通行が可能になります。

自転車通行を誘導する推奨ルートについては、<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/doboku/bicycleroot.html>

◆通路を拡幅するケース

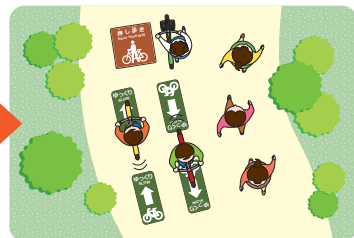
#### 整備前

緑道は原則、自転車通行が制限されています。



#### 整備後

通路を拡幅し、マークを設置したことにより自転車通行を可能とします。



#### 緑道の一部を推奨ルートにした例



- 一般(幹線)部
- 自転車歩行者専用道路
- 推奨ルートに設定した緑道
- 緑道

## 新しい通行ルール・マナーを守って安全で快適なまちづくり



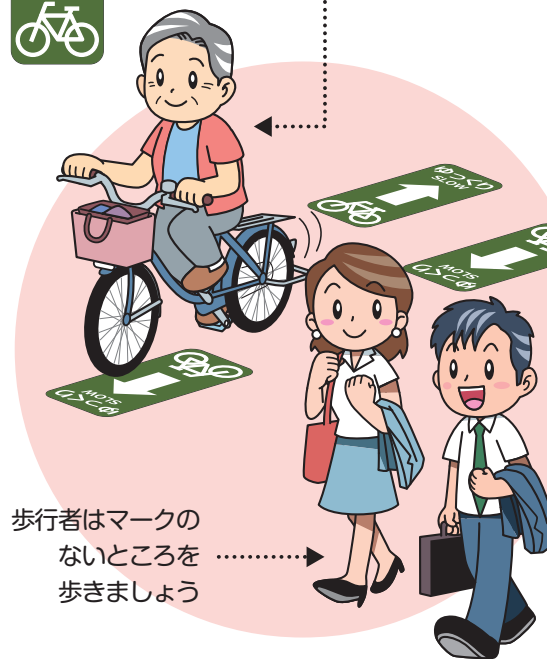
自転車が通行する位置を路面に標示して、自転車と歩行者の通行を分け、お互いに接触する危険を少なくします。



自転車はマークのあるところをゆっくりと通行しましょう  
※時速6~8km程度以下の速さ



「押し歩き」マークのあるところは自転車から降りて押し歩きましょう



### マーク(路面標示)の見直し

平成27年度の実証実験の結果を踏まえて、自転車の通行位置や押し歩き区間などを示すマークを見直しました。マークの中には一部古いものがあります。

